

川崎市居住支援協議会

令和5年度 定期総会 議事次第

議 案

- (1) 第1号議案 役員交代（案）について
- (2) 第2号議案 令和4年度事業報告（案）について
- (3) 第3号議案 令和4年度決算報告（案）及び監査報告について
- (4) 第4号議案 令和5年事業計画（案）について
- (5) 第5号議案 令和5年補正予算（案）について
- (6) 第6号議案 会員の新規加入（案）について
- (7) 第7号議案 川崎市居住支援協議会会則 改正（案）について

(配布資料)

- ・ 議事次第
- ・ 資料1 第1号議案 役員交代（案）
- ・ 資料2 第2号議案 令和4年度事業報告（案）
- ・ 資料3 第3号議案 令和4年度決算報告（案）及び監査報告
- ・ 資料4 第4号議案 令和5年度事業計画（案）
- ・ 資料5 第5号議案 令和5年度補正予算（案）
- ・ 資料6 第6号議案 会員の新規加入（案）
- ・ 資料7 第7号議案 川崎市居住支援協議会会則別表 改正（案）

- ・ 参考資料1 令和5年度協議会スケジュール
- ・ 参考資料2 川崎市居住支援協議会会則

【第 1 号議案】

川崎市居住支援協議会 役員交代(案)

役職	団体等	氏名	前任者
会長	川崎市 まちづくり局 住宅政策部長	原嶋 茂	長澤 貴裕
副会長	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 支部長	中尾 健治	
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 常務理事	邊見 洋之	
幹事	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 支部長	中尾 健治	
	公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 川崎支部 副支部長	米田 恵子	
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部 副支部長	加藤 豊	
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 部長	筒井 康仁	関川 真一
	川崎市地域自立支援協議会 精神障害者地域移行・地域定着支援部会	井藁 元子	
	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 理事長	裴 安	
	特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 理事長	永島 優子	
	川崎市 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 課長	佐藤 紀子	
	川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室 担当課長	久々津 裕敏	
川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 担当課長	小島 隆司		
会計 監事	一般財団法人 高齢者住宅財団 総務部長	小岩 光弘	

(敬称略)

【第 2 号議案】

令和 4 年度 川崎市居住支援協議会 事業報告（案）

1. 総会等の開催

- (1) 幹事会 第 1 回 … 令和 4 年 3 月 4 日（金）※書面・電話等で個別実施
臨時総会 第 1 回 … 令和 4 年 3 月 1 0 日（木）※書面表決
「令和 4 年度事業計画／予算（案）」について承認の議決を得るために開催
幹事会 第 2 回 … 令和 4 年 4 月 1 4 日（木）
定期総会 … 令和 4 年 5 月 2 3 日（月）
「令和 3 年度事業・決算報告（案）」「令和 4 年度補正予算案」
等について承認の議決を得るために開催

(2) その他

- 臨時総会 第 2 回 … 令和 4 年 5 月 2 3 日（月） ※書面表決
「令和 4 年度第 2 回補正予算（案）」について承認の議決を得るために開催
臨時総会 第 3 回 … 令和 4 年 1 2 月 1 5 日（金） ※書面表決
「令和 4 年度第 3 回補正予算（案）」について承認の議決を得るために開催

(3) 専門部会による協議

- ・「すまいの相談窓口」の支援体制の充実のため、対応困難な相談事例への対応策を検討すると共に、相談窓口への相談対応に対する助言等を行う窓口サポート団体への委託について検討を実施。
- ・入居者情報共有シートの活用に向けた検討や住宅と福祉の相互理解による連携強化に向けた研修を実施。
- ・外国人向けサポートブックの作成に関する検討の実施。

- 第 1 回：令和 4 年 7 月 8 日（金）、1 1 日（月）
○第 2 回：令和 4 年 1 0 月 3 1 日（月）、1 1 月 1 日（火）
○第 3 回：令和 5 年 2 月 1 3 日（月）、1 4 日（火）、1 6 日（木）

2. 具体的な取組

令和 4 年度は、専門部会での検討と合わせて次のとおり具体的な取組を行った。

(1) すまいの相談窓口における支援体制の充実

① すまいの相談窓口の支援体制の強化

すまいの相談窓口の相談者を適切な福祉窓口・支援へ円滑につなぐ機能を強化するため、本市居住支援団体（NPO 法人 楽、すまセン）への委託により相談窓口の助言、支援者への同行等を実施する体制を構築し、試行的に支援を実施した。

また、「だい J O B センター」と相互に勉強会を実施し、お互いの相談体制を理解し、顔の見える関係を作ることで、相談しやすい体制を構築した。

② サポート店との連携

サポート店の状況を把握し、円滑な物件紹介に繋げるため、サポート店に対して、物件提供可能な地域や属性、居住支援制度の利用への意向などのアンケートを実施した。また、アンケート結果を基に物件提供実績のあるサポート店へ、公社・サポート団体と共にヒアリング調査を行い、より多くの物件を提供してもらうための今後の連携体制について協議した。

③ 物件確保に向けた検討・取組

市内の民間賃貸住宅を所有するオーナーに対し、居住支援に対する理解醸成や、具体的に活用可能な物件の掘り起こし（要配慮者への物件提供）を目的とした、住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅登録制度に関する説明・周知を実施。

令和4年度 第1回民間賃貸住宅オーナーセミナー

「相続対策の第一歩～資産を守る・活かす～〔川崎市の居住支援を相続に活かす〕」

- ・日 時： 令和4年7月30日(土)14:00～16:00
- ・会 場： ミューザ川崎第1・2・3会議室（会場とZOOMを併用して開催）
- ・対象者： 市内の民間賃貸住宅(アパート)オーナー及びその家族(10名)
- ・講 師： 日本賃貸住宅管理協会神奈川県支部 加藤副支部長(居住支援協議会 幹事長)

令和4年度 第2回民間賃貸住宅オーナーセミナー

「空家対策の第一歩～高齢社会に向けた対応策～〔居住支援で賃貸経営の不安を解消〕」

- ・日 時： 令和4年11月26日(土)14:00～16:00
- ・会 場： ミューザ川崎第1・2・3会議室（会場とZOOMを併用して開催）
- ・対象者： 市内の民間賃貸住宅(アパート)オーナー及びその家族(16名)
- ・講 師： 日本賃貸住宅管理協会神奈川県支部 加藤副支部長(居住支援協議会 幹事長)
特定非営利法人 楽 柴田理事長(居住支援協議会 会員)

(2) 居住中の支援（体制やサービス等）の見える化

① 入居者情報共有シートの活用方法の検討

要配慮者の受入れにおいて賃貸人側の不安軽減のため、正確な情報把握と相談先の明確化を目的として、「入居者情報共有シート」について、行政を含めた医療・福祉担当の一覧を記載する書式に改良を行った。

② 地域自立支援協議会と協働した研修の開催

市内で活動する居住支援法人を講師に迎え、住宅と福祉の相互理解を深めるための研修会を開催した。

居住支援法人へ登録を検討している団体も複数参加しており、実務に関する質問等も多く寄せられ、支援者側の居住支援に対する意識醸成を図るきっかけとなった。

- ・日時:令和5年1月13日(金)14:00～16:00
- ・場所:川崎市北部リハビリテーションセンター
- ・講演:社会福祉法人悠々会共生社会推進室あんしん住宅事業部 鯨井孝行氏、佐藤郁子氏
- ・その他:川崎市の居住支援法人(川崎ロイヤル・NPO ピアたちばな)より活動報告

(3) 入居者退去時の対応に関する不安等の軽減

① 「外国人向けすまいのサポートブック」の作成

外国人入居者が、民間賃貸住宅への入居(賃貸借契約)に伴い発生する権利や義務、必要な手続きや、日本で暮らす上でのルール・マナーについて知り、生活の中で意識する機会を持つことでトラブルを抑え、結果として、家主や不動産事業者の不安・負担の解消につなげることを目的として「外国人向けすまいのサポートブック」のやさしい日本語版を作成した。

② 福祉部局との連携による課題解決に向けた体制の構築

住宅と福祉の連携強化のためには、福祉部局からの積極的な意見集約が必要であるとの意見があることから、福祉側が抱える居住に関する課題を共有し、対応策を検討する場として、地域包括ケア推進室とWGを試行実施した。

3. その他（講演等への協力）※事務局対応

福祉部局が開催する生活支援コーディネーター研修会や本市の宅建協会南支部が開催するセミナーに参加し、本市の居住支援に関する取組を紹介し、連携強化を呼びかけた。

令和4年10月28日 川崎市 生活支援コーディネーター等研修会・定例会

令和4年11月28日 宅地建物取引業協会川崎南支部研修会

令和5年 1月31日 川崎市 自治体の戦略（小規模多機能型居宅介護普及セミナー）

令和4年度 決算報告(案)

[収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(A)	決算額(B)	増減 (B-A) △は減	備考
補助金収入	3,461,900	3,328,394	△ 133,506	
重層的セーフティネット構築支援事業補助	3,461,900	3,328,394	△ 133,506	国土交通省補助金
借入金	1,822,000	1,822,000	0	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入等	0	12	12	
雑収入	0	0	0	
預金利子	0	12	12	預金利子
当該年度収入合計(C)	5,283,900	5,150,406	△ 133,494	
前年度繰越金(D)	83,524	83,524	0	
収入合計	5,367,424	5,233,930	△ 133,494	

[支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(a)	決算額(b)	増減 (b-a) △は減	備考
人件費	1,902,400	1,902,400	0	
事務局人件費	1,902,400	1,902,400	0	住宅供給公社職員分
旅費	1,920	4,272	2,352	
交通費	1,920	4,272	2,352	住宅供給公社職員分
庁費	1,557,580	1,426,750	△ 130,830	
需用費	92,800	83,233	△ 9,567	消耗品費、事務用品、光熱費、印刷製本費
報償費	311,000	186,440	△ 124,560	講演会謝金、入居支援費
役務費	140,680	137,845	△ 2,835	広告宣伝費、振込手数料
委託費	883,300	883,300	0	ガイドブック委託料
使用料及び賃借料	129,800	135,932	6,132	会議室利用料、マイク等リース代、事務所賃料
償還金	1,822,000	1,822,000	0	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(E)	5,283,900	5,155,422	△ 128,478	
次年度繰越金	83,524	78,508	△ 5,016	国庫補助対象外(ZOOM、振込手数料等)支出
支出合計	5,367,424	5,233,930	△ 133,494	

次年度繰越収支差額 (C) + (D) - (E)	当該年度 収入合計(C)	前年度 繰越金(D)	当該年度 支出合計(E)	次年度繰越金
	5,150,406	83,524	5,155,422	78,508



会計監査報告書

令和5年5月12日、川崎市居住支援協議会会則第17条の定めるところにより、令和4年度の収支決算状況について、関係帳簿等により慎重に会計監査を行ったところ、経理等の内容は、良好かつ適正であると認められました。

令和5年 5 月 12 日

会計監事



令和5年度 川崎市居住支援協議会 事業計画（案）

令和5年度の協議会活動は、令和4年度の成果を踏まえ、次のとおり各専門部会にて具体的な取組を中心に検討を進める。

1. 総会等の開催（予定）

- (1) 定期総会 … 令和5年5月22日
「令和4年度事業報告・決算」「令和5年度事業計画・補正予算」等について議決
- (2) 幹事会 … 令和5年4月14日～5月上旬
定期総会における議案について検討、確認
- (3) 専門部会 … 令和5年7月上～中旬、10月中旬、令和5年12月下旬
各取組毎に専門部会をそれぞれ年2～3回開催し、ケーススタディや各会員からの提案に基づく意見交換等

2. 具体的な取組**(1) すまいの相談窓口における支援体制の充実**

すまいの相談窓口の運営にあたり、引き続き庁内や関係機関、協議会サポート店等との連携力の強化を目指すとともに、物件確保に向けた取組等を推進する。

- 庁内各部署・関係機関への説明・周知啓発
- 相談窓口の醸成（窓口サポート団体と連携した支援、関係機関との研修会など）
- 物件確保に向けた取組（サポート店との連携強化、家主向けセミナーの開催など）

(2) 居住中の支援（体制やサービス等）の活用

単身高齢者や精神障害者等に対する居住中の支援（みまもり体制やサービス等）について、有効性や実現性について検討し、家主や不動産事業者の不安が解消されるような具体的な事例や制度、地域資源等の整理をする。

- 入居者情報共有シートの活用に向けた検討・周知
- 地域自立支援協議会との連携した事例検討の実施
- 居住支援法人等との連携体制の整備

(3) 入居者退去時等の対応に関する不安等の軽減

入居者退去時における家主・不動産事業者の不安や金銭的負担等の軽減に向け、退去に必要な手続きや、事前の備えとして有効な手段（保険等）について周知・活用する。

- 外国人向けすまいのサポートブックの翻訳
- 福祉部局との連携による、予防的支援策の検討
- 孤独死等に対応した保険等の整理

※その他、個別の検討事項に関しては、ワーキンググループ等により対応していく

3. 中長期的な検討

- ・居住支援協議会のあり方や居住支援の地域への波及について

- 国の補助金が令和6年度までとなり、その後の補助金交付については不明のため、持続可能な協議会運営を見据えて、運営資金の確保や運営体制の見直しについて検討
- 協議会の取組みに関して、市域での連携体制や周知機能は充足しつつある一方で、地域レベルでは住宅と福祉の連携に差が見受けられることから、各区や地域における住宅と福祉が互いの役割を把握し、円滑に連携できる体制の構築に関して検討

【第5号議案】

資料5

令和5年度 補正予算(案)

[収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	令和5年度 補正予算額(A)	令和5年度 当初予算額(B)	増減 (A-B) △は減	備考
補助金収入	1,903,120	4,858,000	△ 2,954,880	
共生社会実現に向けた住宅セーフ ティネット機能強化・推進事業補助	1,903,120	4,858,000	△ 2,954,880	国土交通省補助金(R5は活動期間4月～ 1月)
借入金	990,000	2,770,000	△ 1,780,000	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入等	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
預金利子	0	0	0	
当該年度収入合計(C)	2,893,120	7,628,000	△ 4,734,880	
前年度繰越金	78,508	78,508	0	
収入合計	2,971,628	7,706,508	△ 4,734,880	

[支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	令和5年度 補正予算額(a)	令和5年度 予算額(b)	増減 (a-b) △は減	備考
人件費	852,800	1,968,000	△ 1,115,200	
事務局人件費	852,800	1,968,000	△ 1,115,200	住宅供給公社職員分
旅費	10,320	20,000	△ 9,680	
交通費	10,320	20,000	△ 9,680	住宅供給公社職員分
庁費	1,040,000	2,870,000	△ 1,830,000	
需用費	50,000	100,000	△ 50,000	光熱水費、消耗品費
報償費	310,000	650,000	△ 340,000	セミナー謝金、窓口サポート事業
役務費	50,000	550,000	△ 500,000	印刷製本費、通信運搬費、 振込み手数料
委託費	500,000	1,400,000	△ 900,000	サポートブック翻訳委託
使用料及び賃借料	130,000	170,000	△ 40,000	講演会会場使用料・マイク等リース費、事 務所賃料
償還金	990,000	2,770,000	△ 1,780,000	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(D)	2,893,120	7,628,000	△ 4,734,880	
次年度繰越金	78,508	78,508	0	
支出合計	2,971,628	7,706,508	△ 4,734,880	

【第6号議案】

資料6

会員の新規加入(案)

団体名 (事務所所在地)	所在地	理由	参加専門部会		
			A	B	C
川崎市総合リハビリテーション 推進センター 企画・連携推進課	神奈川県川崎市川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく2階	<p>総合リハビリテーション推進センターは、障害者更生相談所と精神保健福祉センターの機能を中核としつつ、高齢者や障害児も含めたサービスの質の向上やネットワーク化を推進する機関として位置づけている保健医療福祉に関する地域資源の全市的な連携拠点として、令和3年度に新しく開設された。</p> <p>本市の協議会へ参画することにより、本庁機関と福祉現場をつなぐ役割を果たし、把握した地域課題に対する政策的な視点から意見を出すことができることや、現在地域自立支援協議会の地域移行・定着支援部会の事務局を担っているため、地域自立支援協議会とのより密接した取組の推進が可能になることが効果として見込まれる。 (令和4年度は、試行的に担当者がオブザーバーとして専門部会へ参加していた。)</p>		○	○

川崎市居住支援協議会 会則別表(第4条関係) 改正(案)

川崎市居住支援協議会会則 新旧対照表

新		旧	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	会員	区分	会員
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市地域自立支援協議会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社	居住支援団体 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市地域自立支援協議会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 <u>一般財団法人 川崎市まちづくり公社</u> 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社	
法務省	横浜保護観察所	法務省	横浜保護観察所

<p>川崎市関係課</p>	<p>市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 イノベーション推進部 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 <u>総合リハビリテーション推進センター</u> <u>企画・連携推進課</u> 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者社会参加・就 労支援課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課</p>		<p>川崎市関係課</p>	<p>市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 イノベーション推進部 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者社会参加・就 労支援課 <u>こども未来局 こども支援部 こども家庭課</u> こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課</p>	
---------------	---	--	---------------	---	--

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる

令和5年度 川崎市居住支援協議会 想定スケジュール(案)

	(3月)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
総会		● 臨時総会(4月) ・新年度予算、事業計画	● 定期総会(5月22日) ・前年度決算、事業報告											<ul style="list-style-type: none"> ・臨時総会后、国費申請 ・定期総会にて4年度の決算・5年度の補正予算等を確認予定 ・その他、必要に応じて臨時総会実施
幹事会		⇔ 幹事会①(4月初旬) ※持ち回り ・臨時総会での議決	⇔ 幹事会②③(4月～5月中旬) ※持ち回り ・定期総会での議決事項の承認 など											<ul style="list-style-type: none"> ・定期総会前に開催 ・新年度の役員交代等について確認 ・令和5年度の専門部会での検討テーマ等について
専門部会		居住支援協議会 専門部会			● 第1回(7月上～中旬)			● 第2回(10月中旬)		● 第3回(12月下旬)				<p>A部会:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すまいの相談窓口の窓口機能強化に向けた取組の実施(窓口サポート団体との入居支援試行実施、サポート店との円滑な連携体制の検討) ・サポートブック等を活用した庁内各部署や関係機関への説明・周知啓発 ・家主向けセミナーや、関係機関との研修会の開催 <p>B部会:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会との連携、事例検討 ・他都市居住支援協議会、居住支援法人等の活動事例についての整理 <p>C部会:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人向けサポートブックの外国語版の作成。 ・神奈川県居住支援協議会等と作成した貸主向け保険商品ガイドブックを活用した孤独死対策保険の活用、サポートブックの活用方法の検討 ・福祉部局と連携した、予防的支援策の検討 <p>全体:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会の持続可能な運営のため、独自の運営資金の確保や運営体制について、他都市事例を整理し、検討。
				『賃貸借契約に関するサポートブック』等を活用した庁内関係部署・関係機関等への説明・周知啓発										
							● オーナーセミナー(9月上旬予定)							
		他都市居住支援協議会等		他都市へのヒアリング・他都市活動事例の整理										
		地域自立支援協議会(部会)												
		第1回(4月中旬)	第2回(6月中旬)	第3回(8月中旬)	第4回(10月中旬)	第5回(12月中旬)								
				地域自立支援協議会との連携										
				『外国人向けすまいのサポートブック(やさしい日本語版)』の										
								翻訳委託・修正委託等						
その他		国庫補助申請関連												<ul style="list-style-type: none"> ・協議会運営費(国費)の応募及び交付申請手続き(今年度の国費の対象となる事業期間は令和6年1月31日まで)
		● 応募手続き交付申請		令和5年度 事業(補助対象)期間 ※交付決定日～令和6年1月31日										
		災害救助法関連												<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の賃貸型応急仮設住宅の対応について、県及び市で作成した不動産事業者向けマニュアル及び概要版を活用し、不動産団体と意見交換を行いながら、制度について周知・啓発等を行い、被災者の住宅確保を円滑に行えるよう取り組んでいく。
				大規模災害時の住宅確保要配慮者への対応について居住支援協議会として検討										

川崎市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、川崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、川崎市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、同条において規定する幹事の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名
 - 三 幹事 10名程度
 - 四 会計監事 1名
- 2 役員は、本会の会員のうちから総会で選任する。
 - 3 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 会則の制定及び改廃に関すること。
 - 四 専門部会の設置に関すること。
 - 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項について決定する。
 - 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 二 総会に付議すべき事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 幹事長は、幹事の互選とし、その議長となる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。

(専門部会)

- 第11条 専門部会は会長が指名する者をもって構成し、部会長が召集する。
- 2 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。
 - 3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の下に分科会又はワーキンググループを設置することができる。この場合、各専門部会合同の分科会又はワーキンググループを設置することもできるものとする。
 - 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡調整会議)

- 第12条 会長は、総会、幹事会及び専門部会のほか、活動内容の中間報告や事業実施にあたり必要となる会員相互の連絡調整のため、必要に応じて連絡調整会議を開催することができる。

(事務局)

- 第13条 本会の事務、経費の管理等を行うために、川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課及び川崎市住宅供給公社に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

- 第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

- 第17条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 個人情報等

(秘密の保持)

- 第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第19条 本会が取り扱う個人情報の保護に関しては、川崎市個人情報保護条例のほか関連する規定を準用する。

この場合において、「実施機関」とあるのは「本会」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
宅地建物取引業者	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部
賃貸住宅事業者	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市地域自立支援協議会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社
法務省	横浜保護観察所
川崎市関係課	市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 イノベーション推進室 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課 健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる